

令和 7 年第 2 回 定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 奈良 祥 孝

副委員長 蛸 名 和 子

1 開催日時 令和7年6月12日（木曜日）午前10時24分～午前11時10分

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

- (1) 議案第97号 専決処分の承認について
(青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- (2) 議案第100号 青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第101号 青森市職員の育児休業等に関する条例及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第102号 青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第104号 契約の締結について
(桑原29号線橋梁（上部工）整備工事)
- (6) 議案第105号 契約の締結について
(青森市立西中学校屋外教育環境整備工事)
- (7) 議案第106号 契約の締結について
(青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）グラウンド改修工事)
- (8) 議案第107号 契約の締結について
(青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事)
- (9) 議案第108号 契約の締結について
(青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事)
- (10) 議案第109号 契約の締結について
(青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事)
- (11) 議案第110号 財産の取得について
(マイクロソフトオフィスライセンスの購入)
- (12) 議案第111号 財産の取得について
(ロータリ除雪車の購入)

【挙手による報告】

- (1) 青森公立大学におけるクマの目撃情報及び対応について

○出席委員

委員 長 奈良 祥 孝
副委員 長 蛭 名 和 子
委員 中 田 靖 人
委員 輕 米 智雅子

委員 天 内 慎 也
委員 舘 山 善 也
委員 奈良岡 隆
委員 大 矢 保

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総 務 部 長 小 野 正 貴
総 務 部 理 事 村 上 靖
企 画 部 長 金 谷 浩 光
企 画 部 理 事 中 村 敦
税 務 部 長 横 内 修
会 計 管 理 者 齋 藤 賢 剛
選挙管理委員会事務局長 柴 田 一 史
監査委員事務局長 遠 嶋 祥 剛
総 務 部 次 長 越後谷 和 人

危機管理監 鈴木 健 仁
企画部次長 沢 木 正 明
税 務 部 次 長 工 藤 健 志
浪岡振興部次長 鳥谷部 稚 子
総 務 課 長 藤 林 靖 幸
企画調整課長 鈴木 健 司
納税支援課長 佐々木 潤 一
契 約 課 長 宮 城 武
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 久 保 拓 哉

議事調査課主幹 風 晴 英 樹

○奈良祥孝委員長 ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

なお、本日は、浪岡振興部長が民生環境常任委員会において付託議案の審査に係る説明を行うため、欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 12 件について、ただいまから審査いたします。

最初に、議案第 97 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○横内修税務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第 97 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

初めに、「1 専決処分について」であります。令和 7 年度税制改正大綱を踏まえた地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和 7 年 3 月 31 日に成立、公布されましたことから、4 月 1 日から施行される部分のうち緊急に改正が必要なものとして、軽自動車税種別割に係る規定を改正するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 3 月 31 日に専決処分により青森市市税条例の一部を改正する条例を制定したものであります。

次に、「2 専決処分による改正項目」である、軽自動車税種別割における二輪車の車両区分の見直しについて御説明申し上げます。

軽自動車税種別割を課税している二輪の原動機付自転車、いわゆる原付バイクの税率は、電動のものを除き、総排気量により区分して定めております。

このたびの改正は、総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0 キロワット以下に制御したバイクに係る税率を現在の 50cc 原付バイクと同額の年額 2000 円としたものであります。

改正理由につきましては、現行の 50cc 原付バイクは、令和 7 年 11 月から適用開始となる欧州規制と同等の排ガス規制への適合が困難であることなどにより、今後の生産・販売の継続が困難となることから、車両区分を見直し、新たな排ガス規制に適合する総排気量 125cc 以下で最高出力を 4.0 キロワット以下に制御した新基準原付に対し税率を定めたものであります。

なお、条例のこれらの関係規定につきましては、資料 2 の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第 97 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 97 号は承認すべきものと決しました。

次に、議案第100号「青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第101号「青森市職員の育児休業等に関する条例及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」の計2件につきましては、関連がありますので、一括議題といたします。

なお、採決は各議案ごとに行います。

それでは、これら2件の議案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
議案第 100 号「青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 101 号「青森市職員の育児休業等に関する条例及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は、いずれも仕事と生活の両立支援を拡充するための法改正に伴う条例の改正となりますことから、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第 100 号「青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

「1 改正の理由」につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が一部改正されたことに伴い、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等を実施するために所要の改正をしようとするものであります。

「2 主な改正内容」につきましては、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、資料記載のとおり、妊娠・出産時や育児期の職員への面談等による両立支援制度の周知、制度利用・働き方の意向聴取及び聴取した意向へ配慮することを規定するものであります。

「3 施行期日」につきましては、令和7年10月1日としております。

続きまして、資料2を御覧ください。

資料2は、改正条例案の新旧対照表であります。ただいま御説明申し上げました改正内容と重複しますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

次に、議案第 101 号「青森市職員の育児休業等に関する条例及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明

申し上げます。

資料3を御覧ください。

「1 改正の理由」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されたことに伴い、部分休業制度を拡充するため、所要の改正をしようとするものであります。

「2 青森市職員の育児休業等に関する条例の主な改正内容」につきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、職員の部分休業制度を拡充するものであります。

部分休業制度の拡充内容であります。現行の1日につき2時間の範囲内で勤務しないことに加え、改正後は1年につき10日相当の範囲内で勤務しないことを可能とし、いずれかの形態を選択可能とするものであり、改正内容といたしまして、1日につき2時間以内の範囲で取得できる現行の部分休業に係る承認を「勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として承認」していたものを、改正後は、「勤務時間のうち30分を単位として承認」するもの、最大1日単位でも取得できる新設の部分休業について、1年間に請求できる上限の時間を常勤職員については、10日分の77時間30分、非常勤職員につきましては1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間とするものであります。

「3 青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の主な改正内容」につきましては、最大1日単位でも取得できる第2号部分休業を新設することに伴い、企業局職員に適用される部分休業の定義を1日の勤務時間の全部または一部を勤務しないことに改めるものであります。

「4 施行期日」につきましては、令和7年10月1日としておりますが、部分休業に関する本人からの請求の申出につきましては一定の経過措置期間が必要となりますことから、これに係る施行期日は令和7年7月1日としております。

続きまして、資料4を御覧ください。

資料4は、改正条例案の新旧対照表であります。こちらにつきましても、ただいま御説明した改正内容と重複しますので、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、議案第100号「青森市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第101号「青森市職員の育児休業等に関する条例及び青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。天内委員。

○天内慎也委員 議案第101号について、国の法律の改正に伴うものなので、ああだこうだと言っても駄目なのかも分かりませんが、部分休業についてです。

1日につき2時間以内の範囲で部分休業を取れるのが、勤務時間のうち30分を

単位としてということで、拡充していると思いますが、ただ、いろんな人の話を聞くと、市内でも民間だと1分単位で取れるというようになっているそうです。見解をお願いします。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 御質疑にお答えいたします。

今回、我々のほうで業務時間の始めと終わりという制限をなくし、勤務時間のうち30分単位としてということで、休業を取りやすいように改正するところであります。

ただ、ただいま委員からありました1分単位でというところは、ちょっと私も勉強不足でありましたので、その点は今後研究していきたいと考えております。

以上です。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。採決については、各議案ごとに行います。

まず、議案第100号について採決いたします。

議案第100号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号について採決いたします。

議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。税務部長。

○横内修税務部長 議案第102号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

資料1ページを御覧ください。

初めに、「1 制定理由」であります。地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布されたことなどに伴い、青森市市税条例において、先ほど御説明申し上げました専決処分した項目以外の必要な項目について改正しようとするものであります。

それでは、主な改正項目 4 点について、順次、御説明申し上げます。

1 点目は、大学生年代の子等に関する特別控除——特定親族特別控除の創設についてであります。

特定親族特別控除は、令和 8 年度分以降の個人住民税に係る控除として、納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、その納税義務者の前年分の総所得金額等から控除するものであり、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、創設されたものであります。

下の表を御覧ください。

控除の仕組みについては、地方税法の規定により、年齢が 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族を有する場合、特定扶養として 1 人につき 45 万円の控除を行っており、その適用を受ける所得要件は、現在、改正前に記載しております親族等の合計所得額 48 万円、給与収入では 103 万円以下となっております。

今回の地方税法の改正により、特定扶養控除の所得要件について、改正後に記載しております合計所得額が 58 万円、給与収入では 123 万円以下に引き上げるほか、このたび創設されました特定親族特別控除により、親族等の合計所得額が 58 万円を超え 95 万円以下、給与収入では 123 万円を超え 160 万円以下の場合は、親等が特定扶養控除と同額の 45 万円の所得控除が受けられ、また、合計所得額が 95 万円を超えた場合にも、親等が受けられる控除額が段階的に少なくはなりますが、合計所得額が 123 万円、給与収入では 188 万円以下まで控除できる仕組みとするものであります。

施行期日については、令和 8 年 1 月 1 日としております。

2 ページを御覧ください。

2 点目は、(2) の加熱式たばこの課税方式の見直しについてであります。

加熱式たばこについて、紙巻たばことの間税負担差を解消するため、課税方式の見直しを行うもので、紙巻たばこの本数換算を、重量と価格によって換算する方式から重量のみで換算する方式に改正するものであります。

具体的には、参考例として、J T——日本たばこ産業の加熱式たばこの主要銘柄でありますメビウス・ディープ・レギュラー・プルームの場合で御説明いたします。

換算方法について、現行の重量の要素の 2 分の 1 と価格の要素の 2 分の 1 を足したもののから重量の要素のみに改正され、紙巻たばこ 1 箱の換算で 13 本相当の税額から 20 本相当の税額に変更されることとなります。

そのため、加熱式たばこ 1 本当たりの税額が、現行、国・県・市のたばこ税を合わせて 9.907 円であったものから改正後は 15.244 円に、また、市たばこ税額は現行 4.258 円であったものから改正後は 6.552 円に変更されることとなり、現行の紙巻たばこと同程度の税額となります。

実施時期であります、激変緩和措置として、令和 8 年 4 月 1 日以降は、現行の

換算本数に 0.5 を乗じたものと改正後の換算本数に 0.5 を乗じたものを足した本数とし、令和 8 年 10 月 1 日以降は改正後の換算本数とする、2 段階での課税方式の見直しを実施いたします。

続きまして、(3) の国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額を、それぞれの課税限度額の範囲内において課税することとされております。

このたびの改正は、基礎課税額に係る課税限度額をこれまでの 65 万円から 66 万円に引き上げ、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、これまでの 24 万円から 26 万円に引き上げようとするものであり、この結果、介護納付金課税額 17 万円を合わせた課税限度額の合計額は 106 万円から 109 万円となるものであります。

3 ページを御覧ください。

(4) の国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについてであります。

国民健康保険税の軽減は、世帯の所得が一定額以下の場合には、国が定める基準に従い、条例で定めるところにより行うこととされております。

このたびの改正は、5 割軽減及び 2 割軽減の判定基準となる所得の算定について、被保険者の数に乗ずる金額を、5 割軽減については、これまでの 29 万 5000 円から 30 万 5000 円に、2 割軽減については、これまでの 54 万 5000 円から 56 万円にそれぞれ引き上げ、軽減対象世帯の範囲の拡大をしようとするものであります。

(3)、(4) の国民健康保険税の改正については、いずれも施行期日を公布の日からとしております。

条例の主な改正項目については、以上のとおりであります。これらの改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正など、所要の改正を行うものであります。

なお、条例のこれらの関係規定につきましては、資料 2 の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第 102 号「青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。天内委員。

○天内慎也委員 (4) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについてです。

軽減対象世帯の枠を広げるのはいいと思うんですが、それに伴って、賦課限度額が引き上げられるということで、毎年のように上がってきていると思うんですけれども、この先もずっと続いていくのでしょうか、お聞きします。

○奈良祥孝委員長 税務部長。

○横内修税務部長 課税限度額の引上げに関してであります。まず、被用者保険の保険料の最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が全体の 0.5% から 1.5% の範囲内ということが法定されております。また、国民健康保険税の課税限度

額に達する者の割合が、それと均衡を取れるようにということで、この 1.5%に近づくような形で改正されております。

したがって、今後も続くのかということですが、これは被用者保険のほうに合わせていくことになりますので、国保のほうの 1.5%以上でなければ、改正されませんし、1.5%以上の場合は改正されるということになります。

○奈良祥孝委員長 天内委員。

○天内慎也委員 極端な例えですが、1000 万円と 5000 万円の人が同じく収まっている場合も考えられると思うんですけども、もう一つ区分をつくるなどは考えていないでしょうか。

○奈良祥孝委員長 税務部長。

○横内修税務部長 区分のお話ですが、あくまでも課税限度額であり、限度額を超えた人は同じ金額ということになっており、国保については、省令の改正に伴う改正になりますので、市で独自に設けるということは不可能であります。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 102 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 104 号「契約の締結について（桑原 29 号線橋梁（上部工）整備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 104 号「契約の締結について（桑原 29 号線橋梁（上部工）整備工事）」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は桑原 29 号線橋梁（上部工）整備工事、工事概要は桑原 29 号線の橋梁の上部工を整備するものであり、工期は令和 8 年 3 月 31 日までとしております。

入札結果につきましては、去る 4 月 21 日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社澤田建設と 2 億 1997 万 945 円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 104 号「契約の締結について（桑原 29 号線橋梁（上部工）整備工事）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 104 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 105 号「契約の締結について（青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 105 号「契約の締結について（青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は青森市立西中学校屋外教育環境整備工事、工事概要は青森市立西中学校の校舎改築工事に伴いグラウンドを整備するものであり、工期は令和 8 年 6 月 30 日までとしております。

入札結果につきましては、去る 4 月 21 日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社西田組と 2 億 1133 万 612 円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 105 号「契約の締結について（青森市立西中学校屋外教育環境整備工事）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 105 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 106 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）グラウンド改修工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 106 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）グラウンド改修工事）」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）グラウンド改修工事、工事概要はダイシンベースボールスタジアムの内野と外野の段差を解消するものであり、工期は令和 8 年 3 月 31 日までとしております。

入札結果につきましては、去る 4 月 21 日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、志田内海株式会社と 1 億 3382 万 9896 円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 106 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）グラウンド改修工事）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 106 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 107 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 107 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事）」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事、工事概要はダイシンベースボールスタジアムのスタンドの防水工事や観客席の改修等を行うものであり、工期は令和 8 年 3 月 31 日までとしております。

入札結果につきましては、去る 4 月 21 日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、北斗建設株式会社と 4 億 2350 万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 107 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スタンド改修工事）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御

議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 107 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 108 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 108 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事）」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事、工事概要はダイシンベースボールスタジアムの夜間照明を現在の水銀灯から LED 照明に更新するものであり、工期は令和 8 年 3 月 31 日までとしております。

入札結果につきましては、去る 4 月 21 日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、青森相互電設株式会社と 2 億 2220 万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 108 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）照明設備改修工事）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 108 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 109 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 109 号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事）」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称は青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事、工事概要はダイシンベースボールスタジアムのスコアボードを現在の電光式からフルカラーLEDに更新するものであり、工期は令和8年3月31日までとしております。

入札結果につきましては、去る4月21日に総合評価落札方式によりまず一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、藤林電気株式会社と2億1542万4000円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第109号「契約の締結について（青森市営野球場（ダイシンベースボールスタジアム）スコアボード改修工事）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号「財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第110号「財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

件名はマイクロソフトオフィスライセンスの購入であります。本件は、令和7年度に更新を行います2230台のパソコンで使用するワード、エクセル等のマイクロソフトオフィスライセンスを取得しようとするものであります。

取得する財産は、「Microsoft Office LTSC Professional Plus 2024」、数量は2230ライセンスとなっております。

入札結果につきましては、去る4月30日に指名競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、株式会社アイシーエス青森支店と2億4832万1040円

で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまして入札執行票を添付しております。

以上、議案 110 号「財産の取得について（マイクロソフトオフィスライセンスの購入）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 110 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 111 号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。総務部長。

○小野正貴総務部長 議案第 111 号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

件名はロータリ除雪車の購入であります。除雪機械の保有状況であります。現在、市が所有しております青森地区の除雪機械は、ロータリ除雪車が 14 台、グレーダーが 5 台、タイヤショベルが 1 台の計 20 台となっております。

本件は、生活道路等における除排雪の作業を支援するため、新たに配備する除雪機械 1 台を取得しようとするものであります。

除雪幅、定格出力など、取得する車両の規格につきましては、資料の「2 取得する財産」に記載のとおりであります。

入札結果につきましては、去る 4 月 30 日に指名競争入札を執行した結果、2 者が参加し、1 回目の入札では両者とも予定価格を上回ったため、再度入札を執行しようとしたことが、2 者のうち 1 者が辞退し、入札参加者が 1 者となりましたことから、入札を中止したものであります。

ロータリ除雪車は、今シーズンの使用を見据え、納入期限を令和 7 年 11 月 30 日までとしており、改めて指名競争入札を行う時間的余裕がないことから、契約の方法につきましては随意契約とし、再度入札への参加表明をした唯一の者であった株式会社青工青森支店から見積書を徴したものであります。

その結果、予定価格内での価格が提示されましたので、株式会社青工青森支店と 5588 万円で契約を締結しようとするものであります。なお、参考資料といたしまし

て見積執行票を添付しております。

以上、議案第 111 号「財産の取得について（ロータリ除雪車の購入）」御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○奈良祥孝委員長 これより質疑を行います。御質疑はありませんか。大矢委員。

○大矢保委員 株式会社青工青森支店で買うロータリはどこのメーカーですか。

○奈良祥孝委員長 総務部長。

○小野正貴総務部長 担当課からお答えいたします。

○奈良祥孝委員長 お願いします。

○宮城武契約課長 契約課です。

新潟トランスス株式会社製になります。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 111 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

（ 審 査 終 了 ）

○奈良祥孝委員長 そのほか、理事者側から報告事項などはありませんか。企画部長。

○金谷浩光企画部長 青森公立大学敷地内のクマの目撃情報及び対応について御報告したいので、資料をお配りしてよろしいでしょうか。

○奈良祥孝委員長 資料の配付をお願いします。

〔議会事務局が資料を配付〕

○金谷浩光企画部長 それでは、資料を御覧ください。

今年度、青森公立大学におきまして、3 件のクマの目撃情報がありましたので、その状況と対応についての御報告であります。

5 月 29 日以降、クマの目撃情報につきましては別添地図の黒色の箇所となります。なお、いずれの 3 件も被害の情報は入っておりません。

目撃情報を受けた後の対応であります。5 月 29 日の目撃情報を受け、同日、校

内放送による周知や職員による敷地の見回り、学内専用サイトや公立大学ホームページへクマ目撃情報の掲載を行いましたほか、屋外歩道、バスロータリー及びテニスコートの計3か所に看板を設置し、また施設出入口やバス停、食堂等12か所にチラシの掲示をして注意喚起を行っております。

また、翌30日朝には、バス通学者に対しまして、チラシを配布しましたほか、全学生・教職員に対しメールを送信し、徒歩や自転車通学者は可能な限りバスまたは自家用車の乗り合いで通学することや、敷地内の移動は建物内を移動すること等を周知しております。

次に、2件目の目撃情報であります6月4日以後の対応であります。クマが目撃された箇所付近に看板を追加で設置しましたほか、6月5日からはクマとの遭遇リスクが懸念されます国際芸術センター青森——A C A Cの野外彫刻散策路を閉鎖しております。

なお、国際芸術センター青森の展示棟につきましては現在、改修工事のため休館中であります。

また、6月6日にはクマが嫌う臭いのする液体をペットボトルに入れまして、正面入り口からバス停に向かう約200メートルの道を挟んだ敷地の両側に設置しております。また、クマとの遭遇を避ける取組といたしまして、6月9日からはバスの乗車場所を大学正面入り口前に新たに設置いたしました。

次に、3件目の目撃情報であります6月6日以後の対応ですが、6月9日にクマ撃退スプレーを購入し、万が一クマに遭遇した場合の対策として準備をしたところであります。

次に、関係機関等との連携した取組ですが、市環境保全課では既に公立大学付近にクマ捕獲用の箱わなを1基設置しておりましたが、今回の事案を受けまして、6月5日に1基、6月9日にはさらに1基追加し、現在は計3基設置しているところであります。

また、6月10日には公立大学、市環境保全課及び猟友会の3者で今後の公立大学のクマ対策について協議し、必要な助言等をいただいたところであります。

なお、今後、公立大学では全学生・教職員分のクマよけの鈴を購入し、希望する学生等へ配布する予定としております。

今後におきましても、公立大学と連携しながら学生の安全確保と安心して学業に専念できる環境づくりへの支援を最優先に考え、引き続き必要な対応をしてまいります。

報告は以上であります。

○奈良祥孝委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。蛸名委員。

○蛸名和子委員 クマ撃退スプレーの購入とありますが、具体的にどういう場面と
いうか——数は多くあるのでしょうか。

○奈良祥孝委員長 企画部長。

○金谷浩光企画部長 撃退スプレーにつきましては、5本大学で購入しております。

まず、事務局に配備しておりますほか、ＡＣＡＣ、グラウンド等の5か所に設置いたしまして、万が一クマに接触した場合にこちらを使っていただくような体制を整えているところであります。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありませんか。奈良岡委員。

○奈良岡隆委員 もし、万が一、学生がクマに襲われた場合、けがをした場合、設置者である市が責任を負うのか、それとも大学が責任を負うのか、責任比率がどうなるのか教えてください。

○奈良祥孝委員長 企画部長。

○金谷浩光企画部長 担当課から答えさせます。

○奈良祥孝委員長 担当課長。

○鈴木健司企画調整課長 企画調整課でございます。

青森公立大学の定款の中に、法人の業務として大学の設置、これを運営することとされているので、クマ対策については、独立した法人である大学側の裁量の範囲で、一義的には大学側で検討すべきものであるとは考えております。

一方で、青森市は青森公立大学を運営する公立大学法人青森公立大学の設立者として、大学に必要な運営交付金等の交付や業務運営に関する中期目標の指示等をする立場にあり、大学運営に関与する報告をしている者であることから、基本的には今後も青森公立大学と連携した対応をしまっているというような形になりますので、一義的には青森公立大学にあるのかなと思いますが、我々も別に責任逃れをするつもりはありません。協力して進めていこうと思っております。

○奈良祥孝委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

そのほか、報告等ありますか。税務部長。

○横内修税務部長 発言の訂正をさせていただきます。

先ほど、国保税の課税限度額の区分をもう1つつくるべきではないかという天内委員からの質疑に対して、省令の定めによるものと説明しましたが、正しくは政令の定めであります。謹んでおわび申し上げ、訂正させていただきます。

○奈良祥孝委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 また、委員の皆さんから御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○奈良祥孝委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて本日の委員会を閉会いたします。

(会 議 終 了)